

● 船内に掲示してください ●

令和7年9月

# 船員保険丸

生活習慣病  
予防健診の  
ご案内

船員保険イメージキャラクター  
かもめっせ

## 今年度の健診 まだ受けていない方はお早めに!

船員保険では、年度に1回、対象者の方に**無料**で「生活習慣病予防健診」を実施しています。今年度の健診をまだ受けていない方は、ぜひご利用ください!

### 対象となる方

船員保険にご加入中の**35歳～74歳の方**  
(被扶養者の方は**40歳～74歳の方**)

●資格喪失後、国民健康保険にご加入の被保険者の方も対象になります。

### 健診のタイプ

生活習慣病予防健診は、以下の**3つのタイプ**に分かれています。

タイプ	内容	自己負担額
① 一般健診	約420の健診機関で受診できるベーシックな健診です。	<b>無料</b>
② 巡回健診	一般健診と同じ健診を検診車で受けることができます。	<b>無料</b>
③ 総合健診	一般健診より詳細な日帰り人間ドックです。	4,936円(上限)

健診機関の詳細や巡回健診のスケジュール等は、一般財団法人船員保険会のホームページよりご確認ください。

船員保険会 生活習慣病予防健診 検索



船員保険会ホームページ

## ここがおすすめ! 生活習慣病予防健診

- 一般健診と巡回健診は**無料**で受けられる
- がん検診**がセットで受けられる
- 船員手帳の健康証明書**に証明を受けることができる

※一部の健診機関は指定医がない等の理由で、証明が受けられない場合があります。詳細は、ご予約時に健診機関へご確認ください。



# 提出前にご確認ください！ 療養補償証明書

## 下船後三月の療養補償とは？

乗船中に初めて発症した職務外の疾病については、療養補償証明書をご提出いただくことにより下船日\*から3か月目の属する月の月末まで、保険診療分の自己負担なしで医療機関等を受診できます。

※船内で病気やケガが発生してから最初に入港または寄港した日(療養を受けることができる状態になった日)のこと。

下船後三月の療養補償をご利用される場合は「療養補償証明書」を医療機関・調剤薬局・全国健康保険協会船員保険部へ必ずご提出ください。

## 「療養補償証明書」記入時のチェックリスト

- 「傷病・事故発生の日時及び場所」→乗船中に初めて症状があらわれた傷病ですか？
- 「部位及び症状」→具体的に記入していますか？
- 「下船年月日」及び「下船後三月満了年月日」→正しい日付となっていますか？
- 「負傷」(ケガ)の場合→「負傷原因記入欄」は記入していますか？
- 「空欄」はありませんか？

※記入について、ご不明な点等ございましたら、船員保険部までお問い合わせください。

**「療養補償証明書」の正しいご記入・適切にご利用にご理解とご協力をお願いします。**



# 保険証は、マイナ保険証へ。

令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

また、**令和7年12月2日からは、従来の保険証は使用できなくなります。**

船舶所有者さまにおかれましては、便利なマイナ保険証への切り替えをご検討いただくよう、船員の皆さまへお声がけください！



マイナ保険証の利用登録はこちらから



(マイナポータル)



資格確認書についてはこちらから



(船員保険部ホームページ)

マイナ保険証をお持ちでない方は**資格確認書**でこれまでどおり保険診療を受けられます。



全国健康保険協会  
船員保険

〒102-8016  
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階  
TEL 03-6862-3060  
受付時間 8:30～17:15 (土日祝除く)

船員保険メルマガ  
「うみがめ〜る」  
会員募集中!

